



## 第41回相模原市スポーツ少年団武道大会 開催要項

- 1 趣 旨 大会を通して少林寺拳法、柔道、空手道、剣道の各武道種目技術の向上を図り、団員相互の親睦を深め、心身ともに健全な少年少女を育成する。
- 2 主 催 公益財団法人相模原市スポーツ協会 相模原市スポーツ少年団
- 3 主 管 相模原市少林寺拳法協会 相模原市柔道協会  
相模原市空手道協会 相模原市剣道連盟
- 4 日 時 (1)少林寺拳法 令和4年 2月27日(日) 午前9時30分開会  
(2)柔 道 令和4年 3月 6日(日) 午前9時30分開会  
(3)空 手 道 令和4年 3月 6日(日) 午前9時30分開会  
(4)剣 道 令和4年 3月13日(日) 午前9時30分開会
- 5 会 場 (1)少林寺拳法 相模原ギオンアリーナ(総合体育館) 大体育室  
(2)柔 道 相模原ギオンアリーナ(総合体育館) 柔道場  
(3)空 手 道 相模原ギオンアリーナ(総合体育館) 大体育室  
(4)剣 道 相模原ギオンアリーナ(総合体育館) 大体育室
- 6 集合時間及び場所 (1)少林寺拳法 午前9時10分までに相模原ギオンアリーナ(総合体育館)  
(2)柔 道 午前9時までに相模原ギオンアリーナ(総合体育館)  
(3)空 手 道 午前9時までに相模原ギオンアリーナ(総合体育館)  
(4)剣 道 午前8時30分までに相模原ギオンアリーナ(総合体育館)
- 7 開 会 式 開会式は種目ごとに行い、総合開会式は行わない。
- 8 表彰及び競技規定 (1)種目ごとの団体戦の部の優勝・準優勝の団にカップを授与する。  
(2)その他については別紙各種目実施細則に定める。
- 9 参加資格 (1)令和3年度相模原市スポーツ少年団出場種目(少林寺拳法・柔道・空手道・剣道)に登録している者。  
(2)スポーツ安全保険又は同等の傷害保険に加入している者。(大会における負傷事故においては、応急手当は行うが、以後は自己負担とする)
- 10 申込方法 団ごとに、別紙申込書(少林寺拳法は別途送付)に必要な事項を記入の上、下記の各種目の申込先に申し込む。未提出団については大会不参加とする。

種目	申込・問合せ先及び申込締切日	
少林寺拳法	近藤 和彦	〒194-0211 町田市相原町 1801-247 TEL 042-774-9951 1月23日(日)必着
		〒252-0135 相模原市緑区大島 2237-2 TEL 080-5496-0174 1月28日(金)必着
空 手 道	横戸 重範	〒243-0426 海老名市門沢橋 4-19-28 TEL 046-239-0362 1月29日(土)必着
		〒252-0137 相模原市緑区二本松 1-9-10 TEL 042-810-0262 1月9日(日)必着

- 11 参加費 1人 200円(選手のみ・大会当日に徴収)  
※各団の金額は申込締切日に決定し、それ以降の変更は認めない。
- 12 閉会式 種目ごとに競技終了後行う。

- 13 個人情報 主催者等は個人情報に関する法令を遵守し、公益財団法人相模原市スポーツ協会個人情報保護規程に基づき、取得した個人情報について適正に取り扱う。  
主催者等が取得した個人情報は、開催案内、連絡確認、結果公表、結果管理、写真掲載、保険申込、統計資料作成、その他大会運営上必要な連絡に使用する。  
また、大会結果及び写真については、ホームページに掲載する場合がある。
- 14 その他
- (1) 各団は、必ず団旗を持参すること。
  - (2) 昼食は各自で用意すること。
  - (3) 自家用車は、所定以外の駐車場や施設外周道路には停めないこと。また、駐車台数に限りがあるため、相乗りして台数を減らすこと。
  - (4) 大会終了後は片づけを行い、ゴミ等は各自で持ち帰ること。
  - (5) 参加する団員や観覧する保護者は下足袋を用意し、脱いだ靴を持ち歩くこと。
  - (6) インフルエンザの感染の疑いがある団員及び関係者は大会参加を自粛すること。
  - (7) 大会前1ヵ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
  - (8) 皮膚真菌症(トングランス感染症)の感染が疑わしいもしくは感染が判明した場合は、大会参加を自粛すること。
  - (9) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、別紙【参加者の皆様へお願い】に記載の事項を確認し、遵守すること。
  - (10) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、要項の内容に変更が生じる場合がある。

## 少林寺拳法 実施細則

- (1) 種 別
- ア 団体戦の部 (1チーム6名又は8名)
  - イ 個人戦の部 (2名1組)
    - A 小学生低・中学年の部 (1～4年生) 規定組演武
    - B 小学生高学年の部 (5・6年生) 自由組演武
    - C 中学生の部 自由組演武
- (2) 試合方法及び規程 (一財) 少林寺拳法連盟審判規則により行う。
- (3) 表 彰
- ア 団体戦の部の第3位までの団に賞状を、選手にメダルを授与する。
  - イ 個人戦の部の第3位までの選手に賞状とメダルを授与する。
- (4) その他 ア 開催要項を必ず確認すること。